

## 「合法伐採木材等の流通及び利用促進に関する法律」の説明セミナーに参加して

旭川林産組合理事長 高橋秀樹

2016年12月5日に同上タイトルのセミナーが開催され 旭川林産組合理事長として出席しました。

配布された資料と説明から、私なりに内容を分析し考えたことをお知らせします。

**あくまでも木材業者としての私の所見ですので、セミナー主催者や講師、およびその説明内容に全く責任はありません。私の大いなる勘違いかもしれませんのでお許し下さいませ。**

2016年5月13日に国会にて「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が議員立法で可決された。日本政府は5月26日開催のG7伊勢志摩サミットにて国際社会に向け、日本の新たな違法伐採政策をアピールした。この法律が施行は 2017年5月20日である、つまりあと半年で実施されます。

サミット前に外国から日本は違法伐採木材に甘い、今までガイド・ライン(グリーン購入法による合法木材ガイドライン)のみで、取締の法律一つ無い国であるとの批判があった。

よって5月13日のG7 伊勢志摩サミットで日本が議長国という立場上、議員立法で一挙に可決してしまった。詳細は決まっておらず、あと詳細や実行は林野庁に任せるといものである。

法案は可決したが、具体的な内容が判らぬまま7か月経った。全木連も道木連も日集協も様子見のみ状態。今回林野庁から初めての説明で12月5日全日空ホテルで開催され組合からも参加した次第。

何と！説明者は 林野庁木材産業情報分析官(元北海道森林管理局管理官) 内田 敏博 氏であった。内田氏は林業や林産を良く知る実務型官僚ゆえ、法案の策定を任されたと思われる。法と実経済のバランスを考えて決めていこうが、政府の強い意向がある。

**法律の内容** は添付資料の(スライド8番)を見てほしいが、

- 1) 木材や木材加工品、家具、紙などは合法木材を使え!! というもの (スライド8番・12番・13番)
- 2) 対象者は木材関連業者 (輸入業者、市場、製造業者、家具、プレカット 建設業、工務店等) グリーン購入法では製造業までだが **家具や建設、工務店と川下の拡大した。**  
はずれるのは 小売、消費者、おどろくことに国内素材生産業者ははずれる。(スライド25番)
- 3) 促進法ゆえ 違反しても罰則はない → 但し、違法あれば 指導 助言がある。(スライド14番)
- 4) 合法 or 違法をどうやって判断するのか ? 外国の概念 Due-Diligent デュー・ディリジェンスを実行する。直訳すると「**すべき注意義務**」となる→ つまり 情報を確認して、違法の恐れあれば止めること。十分な情報を得ないこと自体が違反となる。(スライド6番・7番)、「**情報集めにベストを尽くせ**」ということなり。
- 5) この法の主たるターゲットは **直輸入者**である 直輸入者が本当の**ターゲット**となる原産地でも先進国や認証材は免責される。(スライド15番)
  - <直買品>
  - 先進国→どこが先進国は政府は明らかにできない。先進国とあるが特定できない→国家差別となる。
  - 1)米国のAHEC証明や2)ドイツのブナはOK3)オーストリアやドイツの製材・集成はOKだろう。
  - 先進国以外 の直買品
  - 2)ロシアはCITESがあり、その証明書類があればOKだろう。

3) 中国だが、ロシア産ナラ・タモを原料とした中国生産品はCITES連鎖の証明が必要になろう。  
産地偽装は違法となる。中国原産地は中国の何らかの合法証明が必要。

#### ＜商社経由＞

商社経由の合板や 東欧州産の製材は 商社がなんとかするだろう。

#### ＜銘木市出品材＞ 組合は 多分合法材の登録業者になり 分別が必要となろう。

- 1) 国産であれば 一応合格と思われる (スライド15番の(1))
- 2) 買い上げ者から 証明求めたら 出さねばならない。→登録業者として証明書か出品者からの証明書
- 3) 出品者を確認する (出品者が登録業者なら 出品者の証明書)
- 4) 出品者の元出し確認 (出品者は元出者から合法証明が必要)
- 5) 元出者の材出所確認 (国有林 道有林 民有林等の伐採届的な書類)
- 6) 外材ならば 元出し者から 合法証明してもらう

#### 6) 「追加的処置」これこそ デュー・ディリジェンスの努力が必要

上の輸入品の公に合法書類が無い場合 「追加的処置」が必要→仕入先への直接確認をするなど違法性のリスク低減の努力が必要→これなんだかわからぬ→それが出来ないものは回避するかリスク商品として分離する。

#### 7) 登録木材関連事業者 になるか？

主旨に賛同し実行できる業者は申請により「登録木材関連事業者」になることができる。

その結果「登録木材関連事業者」という名称を用いることが出来る。(スライド8番)

**費用は実費と登録免許税1.5万円**→ 道木連の合法証明とは別個に価格実費はできるだけ負担少なくなるよう書類審査程度の費用を想定との由

#### 8) 今までのガイドライン合法証明との関係

今回は法律であり、グリーン購入法はあるべき姿のガイドラインゆえ別物である。

よって、それぞれ登録 それぞれ費用 掛かるとの説明あり。

私の所見は法律化されたのなら、ガイドラインは埋没すべきものと思う。

#### 会場から批判も出た！。「屋上屋を架すことになり 業者負担は相当重い」

既にグリーン購入法の合法証明に金が掛り、その他 SGECやFSC, PEFCなど国際森林認証機関に加入するなど、この手の証明に相当費用が掛かっており、後から出てきたこの法律に金が掛るのは屋上屋の何物でもないという主旨の批判であった。

#### 9) 全木連 道木連 日集協の組織自体はグリーン購入法の合法証明機関で登録収入がある。

新法と旧ガイドライン＝グリーン購入法の並列は反対するだろうが、グリーン法が残るなら強く反対しない。

林野庁は作られた法を実行する機関である。実行方法は決める権限はあり、今策定中である。

業界団体が様子を見ている内にどんどん制度は進み、結果は費用が発生することになろう。

#### 理事長所見

- ① いままでのガイドラインと異なり 議員立法といえ国家法である。
- ② 政府の意向はとりあえず国際的に形を整えるか、本腹で行くかで体系は大きく異なる。
- ③ 国法という権威から、また企業イメージや今流行りから、大手企業、ハウスメーカー、家具屋が登録木材業者になれば(既にプレカットの最大手ポラティックが合法材のみ使用を明言した)、仕入先の木材メーカーにデュー・ディリジェンスを求めるか、登録済みの木材業者から仕入るだろう→同じ登録木材業からの仕入なら合法証明が免責されるし、基本的な書類(登録木材業者から購入したもの)で免責されるだろう。
- ④ さらに木材製造業者は 直買業者に合法伐採かどうかデュー・ディリジェンスせねばならないし、登録直買業者から買えば(登録木材業者から購入で)証明は免責されるだろう。

- ⑤ ということは直買業者は産地国品や原料の合法違法を証明せねばならないということだ。
- ⑥ 直買者は合法ものと非合法証明と2社あれば 分別せねばならない。

**組合は 登録木材業者になるか？** →今後の顧客の要求度による。

組合の顧客(木材屋、家具屋やハウスメーカーなど)が登録業者であれば、証明を求められ、当組が登録の有無に関わらず、合法材と非合法材を分別して出荷することになる。

新法では厳しい現物や追跡検査ではなく書類審査でOKとなる。

つまり新法下ではFSCなどの森林認証やロシアCITES、AHEC材からの証明が説明できれば良いだろう。

公共物件の参加条件が登録業者指名となると一挙に普及し、仕入先も登録業者指定になるかもしれない。

いずれにせよ来年5月までに、木材業者で直買ものは原産地から合法の証明書または業者からの直接的合法説明(何らかの証明書あればよい)を用意しておく必要がある。